

# あしや市民活動センター登録団体登録申請要領

## 1 あしや市民活動センター登録団体の登録制度

### (1) 登録制度の目的

- ア 地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動を行う市民活動団体を支援することを目的とします。
- イ 市民参画及び協働を推進するため、あしや市民活動センター登録団体の登録により、使用料の減免(3割引)及び優先予約(5か月前)ができるようにします。
- ウ 使用料の減免(3割引)の対象となる団体であることを示し、使用料のうち3割に税金を使う条件が整っていることを明らかにします。
- エ 優先予約(5か月前)の対象となる団体であることを明らかにします。

### (2) 市民活動とは

市民活動とは、地域の課題解決又は発展を目的として市内で行う活動を言います。

社会教育、福祉、まちづくり、環境、災害救助、地域安全、国際協力、平和活動、男女共同参画、子育てなど様々な活動分野があります。

これらの活動は、団体の会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人も対象に公開されるもので、広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けたりなど地域に開かれた運営が求められています。これによって地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されています。

### (3) あしや市民活動センター登録団体とは

芦屋市内には、自治会、NPOをはじめボランティア団体を含む各種団体が活動しています。

その中で、地域での課題を解決又は発展を目的とする活動を通して、まちや地域を良くする市民活動を含む団体活動を行い、あしや市民活動センターに登録をした団体を「あしや市民活動センター登録団体」といいます。

### (4) 市民活動団体ではないとは

会員によって自主的に運営されているのが市民活動団体であり、塾や町の各種教室のように講師(先生)が中心になって月謝をとり活動をしている団体は、市民活動団体ではありません。

また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も市民活動団体ではありません。これらを除き、次の「2. 登録の要件」を満たす団体があしや市民活動センター登録団体になります。

## 2 登録の要件

市民参画及び協働を推進するため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動を行う団体で、次の(1)から(6)のいずれにも該当することが、登録の要件です。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること
- (3) 組織的かつ計画的に活動しており、将来も継続できる団体であること
- (4) 5人以上で構成される団体であること
- (5) 芦屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (6) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること

## 3 支援内容

市民参画及び協働の推進を目的とした事業のためにあしや市民活動センターを使用する場合

- (1) 減免  
・会議室の使用料を減免(3割引)します。
- (2) 優先予約  
・あしや市民活動センターを使用しようとする日の5か月前から予約をすることができます。
- (3) 他の施設の減免  
・芦屋市男女共同参画センター室の使用料は減免(3割引)し、3か月前から予約をすることができます。

## 4 届出・登録

### (1) 届出・登録に必要な書類

ア あしや市民活動センター登録団体登録申請書（様式第1号）

イ 会員名簿（様式第2号）

ウ 事業計画書・収支予算書（様式第3号）

エ 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿（様式第4号）

オ 会則（団体で使用のもの）

※これらの様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。

（URL [https://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/shimin/center\\_02.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/shimin/center_02.html)）

### (2) 申請期間及び申請先

ア 申請期間

（フ）6月15日～6月30日

（イ）12月10日～12月25日

※(ア)、(イ)ともに日祝を除く 9 時～17 時

※下記 4 (4) の通り、3 年に 1 度、登録を切りかえます。(登録を受け付ける年を基準年といいます。)

#### イ 提出方法・提出先

(ア) 郵送・持参・E メールで下記まで。

(イ) 提出先

あしや市民活動センター リードあしや  
〒659-0065 芦屋市公光町5番8号  
(TEL) 0797-26-6452 (Fax) 0797-26-6453  
(e-mail) aia@ashiyanpo.jp

(3) あしや市民活動センター登録団体承認通知書の交付

ア 市が審査し、承認します。

イ 登録申請に基づいて承認した団体には、申請期間(ア)は、9月上旬に申請期間(イ)は、3月上旬に「あしや市民活動センター登録団体承認通知書」を郵送します。

ウ 承認できない団体には、事前にヒアリングをさせていただいた後で、「あしや市民活動センター登録団体不承認通知書」を郵送します。

(4) あしや市民活動センター登録団体承認通知書の申請の有効期限

ア 申請期間(ア)は、申請した年の10月1日から令和6年9月30日まで

イ 申請期間(イ)は、申請した翌年の4月1日から令和6年9月30日まで

(5) その他

登録された団体については、登録要件を満たしているかどうかを確認する目的で、企画部市民参加・協働推進課から隨時、調査・依頼をさせていただきますので、求められた書類を定められた期間内に速やかに提出してください。

## 5 事業活動報告

(1) 提出期間

毎年6月1日から6月30日の間に、前年の4月1日から翌年の3月31日までの実績報告を提出することが必要です。

(2) 必要な書類

ア 事業報告書（様式第5号）

イ 収支決算書（様式第6号）

ウ 地域の課題解決のための活動報告（様式第7号）

※これらの様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。

（URL [https://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/shimin/center\\_02.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/shimin/center_02.html)）

(3) 報告時期

毎年6月1日から6月30日

## 6 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、あしや市民活動センター登録団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

また、あしや市民活動センターホームページ団体掲載用原稿に記載された個人情報は本人の同意を得たうえで、ホームページ上に公開することとします。

※ 申請内容に変更があった場合は、すみやかに下記の手続きをしてください。なお、登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を取消させていただく場合があります。

## 7 変更等

### (1) 変更

団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、会則（規約）の改正があった場合は、「あしや市民活動センター登録団体承認通知書」を添えて届け出してください。

### (2) 解散

団体が解散した場合は、「あしや市民活動センター登録団体承認通知書」を添えて届け出してください。

### (3) 「あしや市民活動センター登録団体承認通知書」再発行

紛失・破損した場合は、申請により再発行いたします。

### (4)問い合わせ先及び送付先

芦屋市企画部市民参画・協働推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7-6

TEL: 0797-38-2007 Fax: 0797-38-2004